

第3次兵庫県環境基本計画・用語解説

	用語	解説
あ	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター	アジア太平洋地域における地球環境に関する国際共同研究を推進するために設立された政府間ネットワークであるAPNの事務局機能の強化を図るための拠点として設置された機関。
あ	アスベスト	石綿ともいう。天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキなど、広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限又は禁止の措置が講じられるようになった。
あ	尼崎21世紀の森構想	近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域（国道43号線以南約1,000ヘクタール）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざして策定したもの。平成14年3月策定。
あ	淡路夢舞台	土砂採取場跡地に失われた自然を取り戻し、国際会議場やホテル、展望テラス、温室、野外劇場、レストラン、淡路島国営明石海峡公園など、多様な交流施設を備えた森の中の国際交流拠点として、国と兵庫県が連携して整備したもの。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。主に家庭から出るごみや、事業所から出る紙ごみなどがある。
う	上山高原エコミュージアム	イヌワシなど貴重な野生生物が生息する新温泉町上山高原とその周辺地において、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、NPO法人上山高原エコミュージアムを中心に、幅広い県民の参画と協働により、ススキ草原やブナ林復元等の自然保全活動、地域資源を生かした多彩な交流・実践プログラムを実施している。 エコミュージアム：地域全体を1つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとのふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。
え	エコファンド	環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託。

	用語	解説
え	エコタウン	「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、既存の枠にとられない先進的な環境調和型まちづくりを推進することをめざし、経済産業省と環境省の連携事業として、平成9年度に創設された制度。それぞれの地域の特性に応じて、都道府県または政令指定都市がプランを作成し、国の承認を受けた場合、当該プランに基づいて実施されるリサイクル施設の設備事業などに国の総合的・多面的な支援が実施される。兵庫県は、既存の産業基盤等を活用した広域的な資源循環体制の構築を目指す「ひょうごエコタウン構想」を策定し、平成15年4月25日付けで経済産業省及び環境省から承認を受けた。（近畿では初、全国では18番目のプラン承認）
え	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。（エコツーリズム推進法第2条第2項に規定）
お	温室効果ガス	「二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)の6種類のガスをいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定）
か	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
か	環境大臣会合	日、米、英、仏、独、伊、加、露の8カ国の環境大臣と関係国及び国際機関が参加して、国際社会が直面する主要な環境問題などについて意見を交換し、「主要国首脳会議（サミット）」に環境面から貢献すること等を目的とする会議で、1992年からサミットに先立って開催されている。平成20年5月24日～26日には、19ヶ国・8国際機関が参加し、地球温暖化、生物多様性及び3Rをテーマに、本県神戸において開催され、温暖化対策の対話を継続する「神戸イニシアチブ」等が合意された。本県からは、地球環境問題の解決には地域での取組みが重要との認識のもと、温暖化対策、自然再生、環境学習・教育の取組みをアピールするとともに、日常生活を通じての行動を広く県民に呼びかけた。
か	環境基準	環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

	用語	解説
か	環境率先行動計画	環境基本計画の実効ある推進を図るため、具体的に取り組む目標を定めて、県の事務事業の実施に当たっての環境負荷の低減等の取組を計画的に推進するもの。自らが大規模な事業者かつ消費者である県は、環境適合型社会を形成するために事業者や消費者が果たすべき役割を率先して担うべく、平成10年度から「環境率先行動計画」（ステップ1、2）に基づき、環境負荷の低減に取り組んでいる。平成17年3月に策定したステップ3は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「環境率先行動計画」の集大成として取りまとめたものであり、環境マネジメントシステムを活用しつつ、温室効果ガス排出量の削減に関する長期目標の完全達成等に向け、事業実施に係る様々な面で環境負荷の低減に取り組むこととしている。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。
き	気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
き	京都議定書	議定書とは、国際条約の部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決めをいう。京都議定書は、気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を確保するため、平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書である。先進各国は2008年から2012年の第1約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。わが国は平成14年6月4日に受諾。
く	クリーン開発メカニズム（CDM）	Clean Development Mechanism。京都議定書による京都メカニズムの一種類。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国が、途上国において排出削減・植林事業を行い、その結果生じた削減量・吸収量を「認証された排出削減量（クレジット）」として事業に貢献した先進国等が獲得できる制度。途上国にとっては投資と技術移転がなされるメリットがある。
け	建築物環境性能評価書（CASBEE）	住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示したものの。
け	県立人と自然の博物館	1992年三田市に「人と自然の共生」をテーマに開館した自然史系博物館。100万点を超える収蔵資料をもち、「兵庫の自然誌」「地球・生命と大地」などの5つのテーマにわけて、常設展示している。また、ひとはくサロンでは、化石や鉱物の標本を手にとって触ることができる。

	用語	解説
こ	光化学オキシダント	大気中の揮発性有機化合物や窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。
こ	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。北欧などを中心に、地域熱供給などで広く利用されている。日本では、これまで主に、紙パルプ、石油化学産業などの産業施設において導入されていたが、近年はオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。
こ	コウノトリ野生復帰	昭和46年、国内最後の野生コウノトリが但馬の豊岡盆地から姿を消して以来、安全・安心な環境づくりに地域が一体となって取り組んできた。平成17年度には試験放鳥がスタートし、平成19年5月には国内で43年ぶり豊岡では48年ぶりとなる自然界でのヒナが誕生し、7月31日に元気に豊岡の空へ巣立ち、長年の野生復帰に向けた努力が実を結んだ。「コウノトリが暮らせる環境こそ、人間にとっても豊かな環境である」を合言葉に、地域に住む人たちが力をあわせて、コウノトリと共生できる環境づくりを進めている。
こ	神戸イニシアチブ	環境大臣会合のフォローアップのため、アウトリーチ国を含めた会合を開催するというもの。主要な検討事項は次の通り予定されている。低炭素社会に関する国際研究ネットワーク、セクター別の削減ポテンシャルの積み上げに関する科学的分析、コベネフィット・アプローチの促進、途上国のインベントリー・データ整備のための能力向上支援（測定・報告・検証可能性）。
こ	国際エメックスセンター	閉鎖性海域の国際的な環境保全活動の拠点として設立された機関。
さ	3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce = ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

	用語	解説
さ	参画と協働	自分たちの地域を住みやすくするため、ともに知恵やアイデアを出しあって、みんなのことはみんなで決めて、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくこと。兵庫県では、平成15年4月1日に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、「参画と協働」による「美しい兵庫づくり」に取り組んでいる。条例では、「参画と協働」には、「県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）」と「県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）」という2つの場面があり、これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしている。
さ	産業公害	公害とは「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」（環境基本法第16条第1項）であり、このうち事業活動に伴う被害を産業公害という。
さ	産業廃棄物	製造、建設などの事業活動に伴って生じた廃棄物。燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等、政令で定められたもの。
し	ジオパーク	ジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園である。地質遺産保全と地球科学普及に利用し、地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指しており、ユネスコの支援のもと、主に欧州と中国で推進されている。
し	自然生態系	地域に生息・生育する全ての生物とそれを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖などに伴う様々な物質（炭素・窒素などの栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている。）の流れによって複雑に結ばれた体系としてとらえたもの。
し	自動車NO _x ・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の総量を削減する所要の措置を講ずることなどにより、二酸化窒素と浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保を図ることを目的とした法律。平成13年制定。
し	循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、平成15年3月に国が策定した計画で、循環型社会形成に向けた数値目標や国、国民、事業者等の取り組みについて定めている。
し	循環型社会形成推進基本法	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するための基本的枠組みを示す法律。平成12年6月制定。

	用語	解説
し	順応的管理（アダプティブ・マネジメント）	野生動物の生息状況や被害の発生は、気象条件や植物の豊凶など予測が困難な要因に左右されるが、そのような予測不可能性に適切に対応するため、モニタリングにより進行状況を評価しながら、計画の修正を行うことを前提とした手法。適応的管理とも言う。
し	新兵庫県地球温暖化防止推進計画	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制のため、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、温室効果ガス削減のための施策を示すもの。平成12年7月策定。平成18年7月に改訂。
し	森林動物研究センター	兵庫県では、「人」と「野生動物」、「森林などの自然環境」の豊かな共存を目指し、科学的・計画的な野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネージメント）に取り組んでおり、このために必要な科学的知見と情報を提供する研究拠点として、2007年4月24日に丹波市青垣町において開所した施設。
す	水質汚濁防止法	昭和45年制定。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
せ	生活排水99%大作戦	さわやかな県土をつくり、都市と農山漁村の交流に役立てることを目標に、海や川の水質改善、快適な生活環境の創造を目指し、平成13年度から平成16年度にかけて展開された施策。平成17年度からは、生活排水処理施設の整備が遅れている市町への支援と維持管理支援を行う「生活排水99%フォローアップ作戦」が展開されている。
せ	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
せ	生物多様性国家戦略	私たちの子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取組の方向を定めたもの。平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を決定し、平成14年には全面的に見直し「新・生物多様性国家戦略」を決定した。同戦略では、概ね5年程度を目途に見直しを行うこととされており、国内外の状況の変化も踏まえて見直しを行い、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」を閣議決定した。

	用語	解説
せ	世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議）	閉鎖性海域は、古来その風景の美しさと豊かな漁業資源を有していたが、汚染物質が溜まりやすい特性のため、その水質を保全・改善することが困難である。このため、保全・創造に関する世界の情報を交換しようと、世界閉鎖性海域環境保全会議（EMECSS会議）が1990年に日本国・神戸で開催され、その後、世界各地で2～3年毎に開催され、科学者、政策立案者、産業界、市民等が集う国際会議として認知されるようになった。
せ	ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。
た	大気汚染防止法	昭和43年制定。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。
た	第6次総量削減計画	水質汚濁防止法第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域のうち兵庫県区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令別表第2第3号八に掲げる区域について、平成18年11月21日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるもの。平成19年6月策定。
ち	地球温暖化	「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象」をいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第1項）
ち	地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター	持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発や、環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う国際的な研究機関であるIGESの関西における活動拠点として設立された機関。
ち	地球環境問題	人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、の9つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきているが、厳密な定義がなされている訳ではない。
ち	中央分水界	分水界とは、異なる水系の境界線を指す地理用語であり、中央分水界とは、太平洋側と日本海側とを分かつ分水界をいう。

	用語	解説
と	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	化学物質の管理や環境の保全に対する国民の関心の急速な高まりや、OECD等の国際機関における検討の進展、海外における制度化の進展等を踏まえ、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。平成11年制定。
と	都市・生活型公害	都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害で、工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なる。自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などが挙げられる。
と	土壤汚染対策法	平成14年制定。土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示される。指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者などに汚染の除去等の措置が命令されるなど定められている。
に	21世紀兵庫長期ビジョン	21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにするもので、全県的な視点から見た「全県ビジョン」と、歴史、風土、文化などを共有する広域的な圏域ごとに、地域住民が地域の将来像を描き、その実現に向けて主体的に取り組む指針である「地域ビジョン」からなる。平成13年2月策定。
ね	燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。現在では、燃料電池自動車、家庭用の燃料電池開発など商品化に向けて各企業が努力をしている。
は	パーフルオロオクタン酸（PFOA）	有機フッ素化合物の一種で、界面活性剤、撥水剤、ワックス、コーティング剤等の製造に用いられている。PFOAは難分解生で、環境に残留する性質がある。近年、一部の有機フッ素化合物が環境水や野生生物、ヒトから検出されたとの報告がなされており、PFOAもその一つである。また有害性も指摘されたため、米国ではPFOAについて規制の検討を行っている。なお、日本では、PFOAは化学物質審査規制法の第二種監視化学物質に指定されている。
は	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って、生物が合成したものであり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。燃焼させても大気中の二酸化炭素（CO2）を増加させない「カーボンニュートラル」という性質をもつ。

	用語	解説
は	バイオ燃料	バイオ燃料とは、バイオマスからつくられた燃料のことで、バイオエタノールやバイオディーゼルなどがある。バイオエタノールは、サトウキビやてん菜などの糖質、米や麦などのでんぷん質、稲わらや木材などのセルロースが原料となる。また、バイオディーゼルは、菜種油、大豆油などの植物油や廃食用油などが原料となる。
ひ	ヒートアイランド現象	都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面などの増加）やエネルギー消費に伴う人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。
ひ	ひょうご環境創造協会	環境適合型社会の形成を目指して、県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業等を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的とする団体。兵庫県の環境学習・教育施策の実施や、地域での実践活動を支援する主体として大きな役割を担っている。環境創造事業として、環境学習・教育の推進、地球温暖化防止、循環型社会形成のための活動推進を重点として取り組み、各種事業の展開に際しては、行政と県民、活動団体等をつなぐ中間支援組織としてその機能を強化し、地域環境力向上に向けリーダーシップを発揮している。
ひ	兵庫県環境基本計画	環境適合型社会の実現に向け、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、その目指す方向と長期的な目標を示すとともに、基本的な施策の方向を明らかにする計画。平成8年6月策定。平成14年5月に改定し「新兵庫県環境基本計画」を策定。
ひ	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする民法法人（財団法人・社団法人）又は特定非営利活動法人（NPO法人）を、都道府県に一つに限り、センターとして指定することができることされており、兵庫県は財団法人ひょうご環境創造協会を平成12年4月1日に指定している。
ひ	兵庫県廃棄物処理計画	一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理に関する施策を盛り込み、本県における廃棄物行政の指針として策定したもの。平成14年3月策定。平成19年4月改定。
ひ	兵庫県ヒートアイランド対策推進計画	ヒートアイランド現象を緩和するため、県民、事業者、行政が一体となって取り組むために平成17年8月に策定した計画。
ひ	兵庫県分別収集促進計画	容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、県内全市町が策定した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに県としての分別収集促進のための施策を示したもの。平成19年8月第5期計画策定。

	用語	解説
ひ	ひょうごの森・川・海再生プラン	自然再生や健全な水循環の構築の観点から、森林、河川、沿岸域などの各分野における環境再生について、森～川～海の水系で一貫した施策推進を図るとともに、流域に暮らす人々の参画と協働のもと、「美しい兵庫」づくりを推進する施策。平成14年5月策定。
ふ	浮遊粒子状物質（SPM）	SPM = Suspended Particulate Matterの略。大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。
へ	ベッコウトンボ	絶滅危惧 類（国レッドデータブック）。Aランク（県レッドデータブック）。宮城県以南の本州と四国、九州に分布していたが、現在は静岡、兵庫、山口と九州にわずかに生息しているにすぎない。未熟なときの体色と翅の模様が、べっこう色をしていることからこの名がつけられた。成虫は4～6月頃に見られる。幼虫はおもに夜間、ヨシ、ガマなど一部が水上に出る挺水植物の茎や葉裏、水面から突き出た杭などに定位して羽化する。
よ	予防的な取組方法（Precautionary Approach）	化学物質や遺伝子組換え等の新技術等に対して、人の健康や環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方を指す。1992年の地球サミットにおいて採択されたりオ宣言の第15原則で述べられた考え方。
B	BOD	「生物化学的酸素要求量」。BOD = Biochemical Oxygen Demandの略。河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素量を表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
C	COD	「化学的酸素要求量」。COD = Chemical Oxygen Demandの略。海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。
C	CSR	「企業の社会的責任」。CSR = Corporate Social Responsibilityの略。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。
L	LRT	Light Rail Transitの略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムを指す。近年、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として再評価されている。
P	PCB	「ポリ塩化ビフェニル」。PCB = Poly Chlorinated Biphenylの略。工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止となっている。